

# ○職員からの苦情の処理に関する規則

平成17年6月7日  
但馬公平委員会規則第2号

改正 平成28年3月17日 但馬公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号の規定に基づき、但馬公平委員会設置に関する規約第1条に掲げる関係団体（以下「関係団体」という。）の職員からの苦情の処理（当該職員に係るものに限る。以下「苦情の処理」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出等)

第2条 職員は、但馬公平委員会（以下「委員会」という。）に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情の申出等」という。）を行うことができる。

2 離職した職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、苦情の申出等を行うことができる。

(1) 離職に関する苦情の申出等を行う場合

(2) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づく採用に関する苦情の申出等を行う場合

(苦情相談員)

第3条 委員会は、委員会事務局の職員の中から苦情相談員を指名し、苦情の申出等を行った職員（以下「申出者」という。）に対する助言等を行わせるものとする。

(措置等)

第4条 委員会は、苦情の申出等があった場合、必要に応じて、関係団体の意見を聴取するとともに、関係団体によって適切な措置を講ずる必要があると認めるときは、関係団体に対し指導その他の措置を行うものとする。

2 委員会は、申出者の死亡、所在不明等により苦情の処理を継続することができなくなったと認める場合、苦情の申出等の事由の消滅等により苦情の処理を継続する必要がなくなったと認める場合又は解決の見込みがない等により苦情の処理を継続することが適当でないとして認める場合においては、苦情の処理を終了することができる。

3 申出者が、苦情の申出等と同一の内容の法第46条に規定する要求又は法第49条の2第1項に規定する審査請求を行い、委員会がこれを受理したときは、苦情の処理は終了したものとみなす。

(秘密を守る義務)

第5条 苦情の処理に従事する職員は、申出者の職、氏名、苦情相談の内容その他の苦情の申出等に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 関係団体の長は、苦情の申出等を行ったこと又は苦情の処理に協力したことにより、当該職員等が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものを除くほか、苦情の処理に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日但馬公平委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。